

令和 7 年度 与那原町魅力発信事業地域活性化イベント運営委託業務 仕様書

業務委託名：与那原町魅力発信事業地域活性化イベント運営委託業務

履行期間：契約の翌日より～令和 8 年 1 月 30 日（金）

イベント予定日：令和 7 年 12 月 7 日（日）

委託上限額：5,968,600 円（消費税及び地方消費税を含む）

第 1 章 総 則

（適 用）

第 1 条 本業務は、委託業務契約書、本委託業務の仕様書等により実施しなければならない。

（目 的）

与那原町の歴史・文化、自然の魅力を県内外に発信し、「与那原町観光ビジョン」の基本方針 1 に掲げる「ウォーターフロントの活用」につなげることを目的に賑わいイベントを開催する。あわせて、水環境に関する学習・啓蒙活動や、地域特産品の販売・PR を通じて、町の産業振興と来訪者の満足度向上を図る。

（関係法令等の遵守）

第 3 条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、下記の関係法令等を遵守のうえ実施するものとする。

① 与那原町諸条例、規則

② その他関係する法律・政令・省令・通達等によるものとする。

（関係書類の提出）

第 4 条 業務受託者（以下「乙」という。）は、契約締結後 7 日以内に着手届、管理責任者届（主任担当者含む）、作業工程表、その他発注者（以下「甲」という。）が必要とみなした書類を提出するものとする。

（管理責任者等）

第 5 条 管理責任者及び主任担当者は、乙が提出した本業務にかかる企画提案書に記載した者とし、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合には、甲の了解を得なければならない。

2 管理責任者は、契約図書等にもとづき、本業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

（打合せ等）

第 6 条 本業務の実施に当っては「作業工程表」に従って行い、主任担当者は事前に十分

係員と打合せを行い、手戻りを生じないように努めなければならない。

2 この本仕様書に記載していない事項であっても、作業上必要と認められるものについては、監督員と協議の上、進めるものとする。

2

(秘密の保持)

第7条 乙は、業務上、知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また作業中、作業後において地域住民に対し誤解や疑義を招くような言動をしてはならない。

(疑義)

第8条 乙は、本業務の実施中に疑義を生じた場合はすみやかに甲と協議し、その結果後日、疑義が生じないように記録整備しておくものとする。

(官公庁等への協議)

第9条 乙は、本業務のために必要な関係官公庁その他の関係機関との協議に対しては、甲と緊密な連絡をとり、十分協調を保ち円滑な作業の進捗を期さなければならない。

(資料等の貸与及び返還)

第10条 乙は、貸与された関係資料等を本業務の完了後ただちに返還しなければならない。

(責務)

第11条 本業務の実施にあたり、甲の提供資料について破損、紛失等過失を生じた場合は、乙がその責務を負うものとする。

(検査及び完了)

第12条 乙は業務が終了したら速やかに所定の成果を提出し検査を受けなければならない。もし、成果品に不備及び不合格があれば請負者の負担で速やかに作成又は補足し、改めて検査を受けなければならない。

2 本件業務は沖縄振興特別交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するため、本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じ書類の作成やエビデンスを求める場合がある。その時はその求めに協力すること。

3 本業務は委託業務終了後、完了検査の合格により完了とする。

(雑則)

第13条 本仕様書に明記されていない事項については、甲と協議の上、決定しなければならない。

第2章 業務内容

(業務委託内容)

第14条 第2条に定める目的を達成するため、「与那原町」の魅力を発信するためのイベントに係る一切の業務を委託するものとする。尚、本業務の目的を達成するため、必要がある場合は、甲乙協議の上、業務内容を変更することができるものとする。

(1) 与那原町の魅力を発信するためのイベントの開催

- ①与那原町の魅力を発信し、来訪者の増加や回遊性の促進につなげるイベントを実施すること。
- ②イベント後に与那原町へ再度訪れたいような工夫をすること。
- ③ライブや各種演舞など、イベントを盛り上げる演出を企画すること。開催場所は原則としてマリンタウン東浜公園（与那原町字東浜 108）とする。
- ④地域特産品の販売・PRを行うこと。
- ⑤本町つなひきかちゃんの魅力をPRするために、他市町村及び企業等のキャラクターを集めたイベントを実施すること。
- ⑥出店事業者を選定するにあたっては、町内事業者を中心に調整を行い、今後の常設化や水路の利活用向上に向け、意欲の高い事業所を中心に出店調整すること。

(2) 水路の活用及び自然環境保全に関する啓蒙活動

- ①町生活環境安全課等と調整をしながら、水路を活用したイベント時に環境学習や水環境に関するチラシ作成、パネル展示など水質改善啓蒙活動に関する事業を行うこと。
- ②カヌーやカヤック等を活用した乗船体験を実施すること。併せてカヌー以外の水面を活用した注目度の高い事業も可能であれば提案すること。

(3) その他事項

- ①最大限町内の事業者・団体と連携して事業実施すること。
- ②出演者の提案並びに出演交渉、その他調整業務を行うこと。
- ③事業趣旨をふまえ、かつ十分な集客が期待できるイベントの内容・演出を企画すること。
- ④イベント会場の設営・撤去、警備、その他運営に関する業務を行うこと。
- ⑤イベント時にアンケート等を実施し、次年度に繋がる新しいアイディアの構築を図ると共に参加者の満足度等の把握に努めること。

(4) 特記事項

- ①企画提案書の内容については、採用案決定後、協議により予算の範囲内で変更する場合がある。
- ②雨天・荒天の場合の開催有無及び中止になった場合の取扱いについては別途協議を行うこと。
- ③事故等がないよう安全管理には万全を期すこと。
- ④実施予算を圧迫しない範囲で、本町の魅力及びイベント実施をPRするため、SNS、イン

ターネット等の各種メディアを活用した広告を企画・実施すること。

⑤その他、想定外の事項が起こった場合は、双方の協議により決定する。

(5) その他自由な提案

第3章 成果品

(成果品の提出)

第15条 乙は第14条に示す業務内容の他、以下に示す成果品を甲が別途指示する時期に提出し、各成果品の表題、及び体裁については別途甲の指示を受けることとする。

(1) 事業報告書 A4 版縦、1 部

※ドッチファイルに綴り、背表紙、インデックス等を付けること。

(2) 当該業務の遂行過程で取得又は作成した資料 A4 版縦、1 部

※ドッチファイルに綴り、背表紙、インデックス等を付けること。

(3) 上記の電子データ 一式 (CD-R)